

## 再生医療等製品販売業の休廃止又は再開の届出に関する手続の概要

提出書類	1	休止・廃止・再開届書
	2	許可証 (廃止を届け出る場合に限る。)
その他		
提出部数	届書、添付書類とも各1部	
手数料	不要	
備考	休止、廃止又は再開後、30日以内に提出すること。	
提出及び 問い合わせ先	営業所の所在地を所管する保健所	
	安来市、松江市	松江保健所衛生指導課 〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 (いきいきプラザ島根 3階) TEL: 0852-23-1317
	奥出雲町、雲南市、飯南町	雲南保健所衛生指導課 〒699-1396 雲南市木次町里方 531-1 TEL: 0854-42-9515
	出雲市	出雲保健所衛生指導課 〒693-0021 出雲市塩冶町 223-1 TEL: 0853-21-1185
	大田市、川本町、美郷町、邑南町	県央保健所衛生指導課 〒694-0041 大田市長久町長久ハ 7-1 TEL: 0854-84-9806
	江津市、浜田市	浜田保健所衛生指導課 〒697-0041 浜田市片庭町 254 TEL: 0855-29-5556
	益田市、津和野町、吉賀町	益田保健所衛生指導課 〒698-0007 益田市昭和町 13-1 TEL: 0856-31-9551
隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村	隠岐保健所環境衛生課 〒685-8601 隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24 TEL: 08512-2-9719	